

2 空 軍

(1) FAC 6004 奥間レスト・センター (Okuma Rest Center)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭村（字辺土名、字奥間、字桃原、字鏡地）

(イ) 面積：546千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
国頭村	60	0	65	421	546

(ウ) 地主数：258人

(エ) 年間賃借料：174百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎、食堂、修理工場、消防舎、医務室、浄水場、PX、野外劇場、娯楽室、発電所、燃料補給所、ポート格納庫、倉庫、その他

工作物：滑走路、駐車及び駐機場、浄水槽、高架水槽、配電装置、運動場、ゴルフ場、テニスコート、防波堤、その他

(カ) 基地従業員：88人（MLC 28人、IHA 60人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団第18任務支援群司令部

(イ) 使用部隊名：在沖米軍の軍人、軍属、家族、その他

ウ 沿革

- 昭和22年 8月 1日 「奥間レスト・センター」として使用開始。
- 昭和47年 5月15日 「奥間レスト・センター」として提供開始。
- 昭和49年 1月30日 第15回日米安全保障協議委員会で、軽飛行機用滑走路部分の土地約100,000㎡の無条件返還を合意。
- 昭和51年 9月 9日 台風17号によって同施設の老朽化した防波堤が決壊し、海水が進入、それが施設の排水と相まって、隣接農耕地へ流出し冠水、農作物に被害を与えた。
- 昭和52年 9月30日 施設管理権が米陸軍から空軍へ移管。

昭和53年3月31日 浄水場用地等として、約12,250㎡（昭和52年5月5日返還のV.O.A施設の給水管用地部分）を追加提供。

昭和60年3月20日 住宅用地約600㎡を返還。

昭和61年4月3日 水道施設として、工作物（水道管）を追加提供。

昭和62年6月30日 村道施設用地約12,000㎡（主に浄水場用地）を返還。

昭和62年12月11日 汚水処理施設等として、工作物（給水管等）を追加提供。

平成3年5月31日 国道58号改良用地約60㎡を返還。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：厚生施設及び管理事務所

使用条件： 水域は陸上施設の保安のため常時使用される。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、空軍の管理下に米軍人、軍属及びその家族の福利厚生施設として使用されている。施設内には、宿泊施設、レストラン、バー、ラウンジ、劇場、ゴルフ場、テニス、バレーコート等があり、施設周囲の海辺は海水浴場、魚釣り場、ボート乗り場として使用されているほか、現在使用されていない軽飛行機用の滑走路がある。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

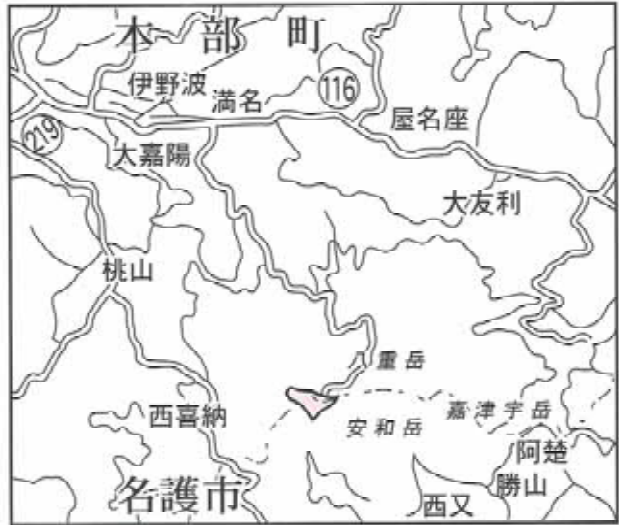
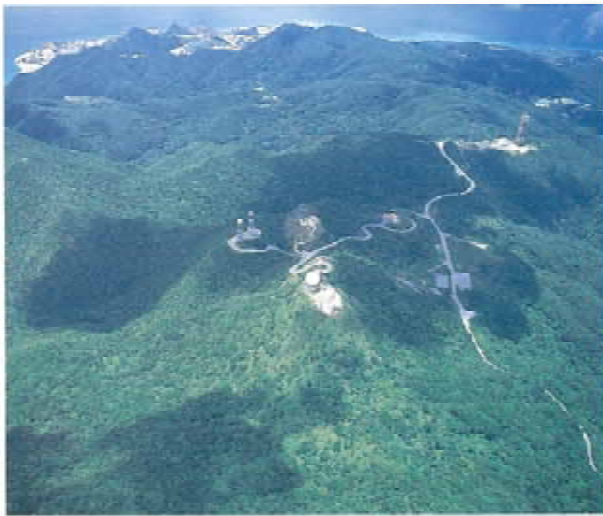
奥間レスト・センターの所在する国頭村には、ほかに北部訓練場が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、23.1%に上っている。このほか、海上自衛隊の国頭受信所も存在するため、防衛施設の占める割合は、23.2%になる。詳しくは、北部訓練場の項を参照。

ク 返還後の跡地利用計画

奥間レスト・センターの南側にあったV.O.A施設が復帰前に返還され、現在リゾート施設として利用されている。

国頭村は、昭和61年に軍転協を通して奥間レスト・センターの全面返還を要望しており、平成3年10月には、跡地利用再開発基本構想を策定した。

(2) FAC 6006 八重岳通信所 (Yaedake Communication Site)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：本部町（字大嘉陽、字辺名地）
名護市（字勝山）

(イ) 面積：37千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
本部町	-	-	12	-	12
名護市	-	-	25	-	25
合計	-	-	37	-	37

(ウ) 地主数：2人

(エ) 年間賃借料：公表されていない。

(オ) 主要建物及び工作物

建物：通信室、修理工場、発電所、警衛所、倉庫、ポンプ室

工作物：保安柵、水道施設、雨水溝、外灯、発電装置、冷房機、浄化槽、アンテナ、その他

(カ) 基地従業員：MLC 6人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団第18施設群第18施設中隊

(イ) 使用部隊名：第18任務支援群第18通信中隊、米陸軍第58通信大隊、海上自衛隊、その他

ウ 沿革

- 昭和25年 「八重岳通信所」として使用開始。
- 昭和47年 5月15日 「八重岳通信所」として提供開始。
- 昭和49年 1月30日 第15回日米安全保障協議委員会で、一部（名護市部分約50,000㎡）の移設条件付返還を合意。
- 昭和51年 7月 8日 第16回日米安全保障協議委員会で、一部（南側部分）の移設条件付返還を合意。
- 昭和52年 2月28日 施設管理権が陸軍から空軍に移管。
- 昭和53年 3月31日 不要水道管用地約8,000㎡を返還。

平成 2 年 6 月 19 日 日米合同委員会は、施設の一部用地（第16回安保協事案に北側部分を加えたもの）について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認。

平成 5 年 2 月 18 日 日米合同委員会は、面積約198,000㎡（第16回安保協事案に北側部分を加えたもの）を特定して、移設条件付き返還に合意。

平成 5 年 11 月 4 日 マイクロ回線中継所用地として、海上自衛隊が協同使用を開始。

平成 6 年 9 月 30 日 土地約192,000㎡（第16回安保協事案に北側部分を加えたもの）を返還。

平成 7 年 6 月 1 日 電力線路として、工作物（電力線路）を追加提供。

平成 8 年 7 月 26 日 倉庫として、建物約30㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：通信所

使用条件： 本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

オ 施設の現状及び任務

この施設には、陸軍第58通信大隊と空軍第18通信中隊が運営するマイクロ・ウェーブ及び対流圏散乱・送受信機があり、これを通じて沖縄と日本本土を結ぶ重要な通信機能をもっている。また、第18航空団が運営するマイクロ・ウェーブがあり、これは航空機の戦闘訓練区域と連結している。

第58通信大隊は、司令部をキャンプ瑞慶覧のバクナー地区に置き、1992年10月16日付けで、従来の「米陸軍第1140信号大隊」から現在の名称に変更された。第18通信中隊は、従前、太平洋空軍の直轄にあった第1962通信群が、1992年10月1日の第18航空団の創設に伴い第18支援群（現第18任務支援群）に編入されたものである。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
海上自衛隊	マイクロ回線中継所用地	1千㎡	平5.11.4
計 2人	2件	1千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 八重岳通信所の所在する名護市の面積は約210.24k㎡、平成14年9月末現在の人口は56,950人である。名護市には、八重岳通信所のほかキャンプ・シュワブと辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1%となっている。

本部町の面積は54.29k㎡、平成14年9月末現在の人口は14,596人であり、町面積に占める米軍基地の割合は、0.0%となっている。このほか、海上自衛隊本部送信所も所在するため、防衛施設の占める割合は、0.6%に上っている。

(イ) 本部町は、八重岳周辺を「桜の森公園」と位置付け、海洋博記念公園との有機的な連携を図り、観光振興を推進している。また、自然環境保全の面から本部町森林保全計画を作成し、整備を進めている。通信施設であることから、演習等は行われていない。

ク 返還後の跡地利用計画

八重岳通信所の進入路沿いは桜の名所となっており、本部町は、平成3年8月に、八重岳返還軍用地跡地利用計画を策定した。名護市は、本部町の計画とリンクした形で調整する意向である。

(3) FAC 6021 瀬名波通信施設 (Senaha Communication Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：読谷村（字瀬名波、字宇座、字渡慶次）

(イ) 面積：612千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
読谷村	31	0	2	578	612

(ウ) 地主数：382人

(エ) 年間賃借料：360百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：通信所、維持管理事務所、修理工場、ガソリンスタンド

工作物：通信アンテナ、上水タンク、テニスコート、保安柵、駐車場、外灯、発電装置、その他

(カ) 基地従業員：MLC 52人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団司令部

(イ) 使用部隊名：空軍 FBIS（海外放送情報サービス）、陸軍

ウ 沿革

昭和20年	軍事占領の継続として使用開始。
昭和24年	「海外放送情報サービス沖縄ステーション」を設置。
昭和32年 6月	ナイキ基地（Aサイト、Bサイト）、メースB基地を建設。
昭和45年 7月	メースB基地を撤去。
昭和47年 5月15日	「ポロー・ポイント射撃場」、「嘉手納第一サイト」、「ポロー・ポイント陸軍補助施設」及び「読谷第一陸軍補助施設」が統合され、「ポロー・ポイント射撃場」として提供開始。
昭和48年 6月30日	メースB基地の土地約210,000㎡（高志保付近）を返還。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部（ポロー・ポイント射撃場南側部分）の無条件返還（約1,842千㎡）と一部（ポロー・ポイント射撃場の射撃場部分）の移設条件付返還（約711,000㎡）を合意。
昭和49年 8月15日	ポロー・ポイント射撃場南側部分の土地（高志保、儀間の大半）約1,842

	千㎡を返還。
昭和49年10月31日	ナイキ基地の土地（座喜味城跡、川平付近）約161,000㎡を返還。
昭和49年11月30日	小火器射撃場を含む北側地区（残波岬付近）約711,000㎡を返還。
”	第2水域及び第1水域の一部9,120㎡を返還。
昭和51年9月30日	東シナ海側の土地（儀間付近）約1,065千㎡を返還。
昭和52年4月30日	暫定法適用の土地約600㎡を返還。
昭和52年5月14日	暫定法適用の土地約12,000㎡を返還。
昭和52年10月6日	「ボロー・ポイント射撃場」から「瀬名波通信施設」に名称変更。
昭和53年9月30日	施設管理権が陸軍から空軍に移管。
昭和58年3月31日	遊休地約5,000㎡を返還。
平成4年3月31日	住宅用地約800㎡を返還。
平成4年5月14日	約620㎡を返還。
平成8年3月31日	墓地用地約100㎡を返還。
平成8年7月2日	通信ケーブル等として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成8年12月2日	日米安全保障協議委員会（SCC）は、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告を承認。 SACO最終報告の内容 「アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。」
平成9年3月27日	境界標として、工作物（境界標）を追加提供。
平成11年9月2日	住宅用地約250㎡を返還。
平成12年10月31日	困障等として、工作物（困障等）を追加提供。
平成13年3月31日	住宅用地約40㎡を返還。
平成14年3月1日	日米合同委員会において、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）を除く土地の返還に合意。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより）

使用主目的：訓練場、宿舎及び通信所

使用条件：現在の施設状況に関連しては特になし。

オ 施設の現状及び任務

この施設は読谷村の北西に位置しており、西太平洋諸国の放送を傍受している。在沖米国領事館への時間外の緊急通報は、この施設の当直将校が行うことになっている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
個人	墓地用地	0千㎡	昭55.12.18
	牛舎用地	0千㎡	平4.4.1
	墓地用地	0千㎡	平9.3.27
	墓地用地	0千㎡	平9.3.27
	墓地用地	0千㎡	平9.3.27
	墓地用地	0千㎡	平10.5.18
	墓地用地	0千㎡	平10.5.18
	墓地用地	0千㎡	平11.11.4
	墓地用地	0千㎡	

	墓地用地	0千㎡	平11.11.4
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
計 2人	10件	0千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

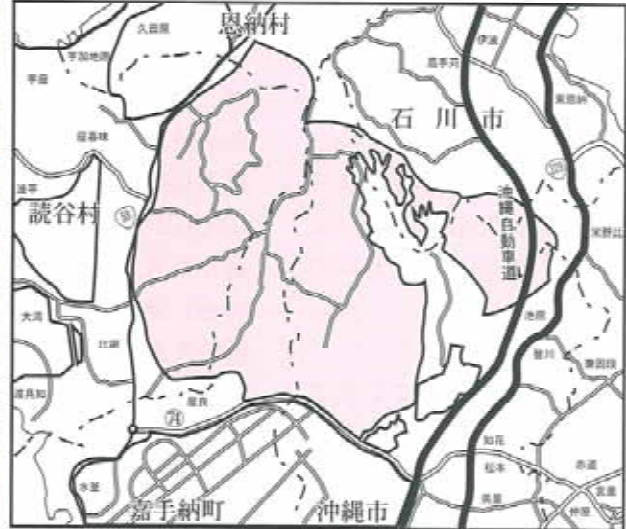
キ 施設周辺の状況

瀬名波通信施設の所在する読谷村の面積は35.17k㎡、平成14年9月末の人口は37,481人である。読谷村には、瀬名波通信施設のほか読谷補助飛行場、嘉手納弾薬庫地区、楚辺通信所、トリエ通信施設が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、44.6%に上っている。

ク 返還後の跡地利用計画等

読谷村は、昭和48年3月に残波リゾートゾーン開発計画を策定し、その後の見直しを経て、現在、残波岬公園、圃場、ビーチ、リゾート・ホテル、スタジオ・パーク等が整備されている。

(4) FAC 6022 嘉手納弾薬庫地区(Kadena Ammunition Storage Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：恩納村（字真栄田、字山田、字塩屋、字宇加地）
 石川市（字山城、字楚南）
 具志川市（字栄野比）
 読谷村（字喜名、字座喜味、字長浜、字長田）
 嘉手納町（字久得）
 沖縄市（字白川、字御殿敷、字倉敷、字知花）

(イ) 面積：27,288千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
恩納村	30	-	2,100	413	2,543
石川市	24	-	787	573	1,384
具志川市	7	-	223	263	493
読谷村	378	9	3,488	6,804	10,680
嘉手納町	106	-	1,518	1,855	3,479
沖縄市	259	14	4,741	3,695	8,709
合計	804	23	12,857	13,605	27,288

(ウ) 地主数：3,356人

(エ) 年間賃借料：100億3千9百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部、管理事務所、弾薬貯蔵庫、弾薬補修工場、隊舎、哨舎、家族住宅、検査室、発電所、その他

工作物：上下水道、保安柵、駐車場、野積場、雨水排水溝、電力線路、中央監視装置、照明装置、消火設備、警報装置、避難場、配電装置、給油所、レーダー台、その他

(カ) 基地従業員：218人（MLC 217人、IHA 1人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団第18任務支援群司令部 / 在沖米海兵隊基地司令部

(1) 使用部隊名：第18航空団第18整備群第18弾薬中隊、同第18整備中隊、陸軍第505燃料補給大隊、その他

ウ 沿革

昭和20年	米軍の占領と同時に使用開始。当初は、嘉手納弾薬庫、比謝川サイト、波平弾薬庫が建設され、その後読谷合同廃弾処理場、陸軍サービス弾薬庫、知花弾薬庫、嘉手納タカン弾薬庫、嘉手納ボルタック弾薬庫及び東恩納弾薬庫を建設。
昭和46年 6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により、東恩納弾薬庫の一部約947千㎡を返還。
昭和47年 5月15日	9施設が統合され、「嘉手納弾薬庫地区」として提供開始。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部の無条件（嘉手納久得、約62,000㎡）及び移設条件付（国道58号西側部分、国道58号東側沿線及び旧東恩納弾薬庫地区、約9,600千㎡）返還を合意。
昭和51年 7月 8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部の移設条件付（南西隅部分、約400,000㎡）返還を合意。
昭和51年 8月31日	南部弾薬庫及び那覇空軍・海軍補助施設の瀬長島所在海軍弾薬庫を移設。
昭和51年11月30日	第15回日米安保協合意用地約62,000㎡（嘉手納町久得）を返還。
昭和52年 1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年 3月10日	弾薬庫施設として、建物約1,500㎡を追加提供。
昭和52年 4月30日	暫定法適用の土地約500㎡を返還。
昭和52年 5月14日	暫定法適用の土地約58,000㎡（沖縄市知花、読谷村比謝）を返還（読谷村については、第15回日米安保協合意の実施）。
昭和52年 9月30日	第15回日米安保協合意用地約125,000㎡（読谷村親志、恩納村山田）を返還。
昭和52年11月30日	約32,000㎡（沖縄市知花）が返還され、自衛隊が使用。
昭和53年 1月 1日	読谷補助飛行場の一部返還に伴う代替施設として、犬舎等建物486㎡と工作物（境界柵）を追加提供。
昭和53年 3月31日	第15回日米安保協合意用地約1,578千㎡（読谷村座喜味、国道58号東側沿線）を返還。
昭和53年10月 1日	施設管理権が陸軍から空軍へ移管。
昭和53年10月19日	貯蔵施設として、建物約370㎡と工作物（舗床、擁壁等）を追加提供。
昭和54年 3月22日	事務所等として、建物約490㎡と工作物（給排水施設、囲障等）を追加提供。
昭和55年12月15日	暫定法適用の土地約14,400㎡（沖縄市知花）を返還。
昭和56年12月 3日	下水道として、工作物（下水管）を追加提供。
昭和57年 5月15日	暫定法適用の土地約20,000㎡（沖縄市知花）を返還。
昭和58年 3月31日	瑞慶山ダム用地約452,000㎡（沖縄市、具志川市）を返還。
昭和58年 8月11日	石油検査施設として、建物約650㎡を追加提供。
昭和61年 4月 2日	陸上自衛隊白川分屯地との等積交換用地として、約400㎡（沖縄市）を返還。
昭和61年 4月 3日	住宅用地として、土地約400㎡（沖縄市、上記土地の代替）を追加提供。
昭和61年10月31日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和62年 2月 5日	家族住宅等として、建物約29,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和62年 8月31日	沖縄自動車道用地約78,100㎡を返還。
昭和62年 9月18日	道路用地として、土地約210㎡（石川市）を追加提供。
昭和62年12月11日	家族住宅として、建物約4,200㎡と工作物（下水等）を追加提供。
昭和63年12月31日	福祉工場（ランドリー）用地約8,750㎡（恩納村、国道58号西側）を返

	還。
平成元年 2月 8日	倉庫として、建物約3,900㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年 3月23日	監視室等として、建物約20㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成元年 6月 1日	機械室等として、建物約260㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会は、一部用地について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認。
平成 4年 3月31日	土地約72㎡を返還。
平成 4年 5月14日	第15回日米安保協合意用地約1,928㎡（国道58号、旧東恩納弾薬庫地区）を返還。
平成 5年 9月27日	保安柵として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成 6年 6月 2日	工場等として、建物約3,200㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 7年10月 3日	弾薬庫用地として、土地約2,600㎡を追加提供。
平成 7年10月31日	道路用地約3,200㎡（沖縄市）を返還。
平成 7年11月 1日	弾薬庫用地として、土地約2,600㎡を追加提供。
平成 7年12月31日	瑞慶山ダム用地約753,000㎡を返還。
平成 8年 7月26日	給油施設等として、工作物（給油施設等）を追加提供。
平成 9年 3月27日	倉庫として、建物約8,400㎡と工作物（照明装置等）を追加提供。
平成11年 3月25日	嘉手納バイパス用地約769,000㎡を返還。
平成11年 7月15日	諸標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成11年12月31日	福祉工場施設（クリーニング工場）増設用地約2,900㎡（恩納村側）を返還。
平成12年 2月29日	石川バイパス用地約19,700㎡を返還。
平成12年10月31日	諸標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成14年 2月 7日	境界柵として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成14年12月12日	揚水ポンプ室等として、建物約80㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：弾薬庫

使用条件： 1 回当たり50ポンドを超えない弾薬及び爆発物の処理が、指定された区域において、共同爆破物処理場として使用される。本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること等が合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、嘉手納飛行場に隣接する広大な森林地帯に位置し、弾薬庫と支援施設がある。

空軍が管理し、四軍全部の任務を支援している。主要部隊は第18航空団第18整備群の第18弾薬中隊で、太平洋地域に展開する米軍が使用する通常弾薬の貯蔵、整備を行っている。

1986年には、同施設の南東部分に、牧港住宅地区の代替施設として運動場のある住宅地区が建設された。

最近は、煙と音響を使用する防災訓練（グラウンド・バースト・シュミレーション）が盛んに実施されており、地元市町村には事前に通告がなされているものの、その爆発音に対して住民の不安や苦情が増えている。

また、同施設内には、沖縄県の管理する農道、県道26号線（使用面積約0.5千㎡、使用開始昭47.5.15）はあるが、これについては、日米合同委員会における共同使用の承認手続きを経ていないため、地位協定第3条に基づく現地米軍の管理権により使用が認められていると理解されている。

同施設には、上記道路のほかに、保安林、企業局の管理する倉敷ダムなど県の財産が提供されて

おり、平成2年6月19日の日米合同委員会は、現在キャンプ瑞慶覧内にある泡瀬ゴルフ場の機能を旧東恩納弾薬庫地区に移設することを条件に、旧東恩納弾薬庫地区の残余の部分の返還に向けて所要の手続きをとることを確認した。その後、平成8年3月28日の日米合同委員会において、約110ヘクタールの返還が合意された。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄県企業局	水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
	導水管用地	5千㎡	昭55.10.9
	導水管用地	8千㎡	昭56.9.24
	導水管用地	5千㎡	昭60.9.5
	導水管及び送水管用地	8千㎡	昭60.9.5
	導水管用地	1千㎡	平4.5.14
	導水管用地	1千㎡	平5.1.1
	調整タンク用地	6千㎡	平5.6.1
	沖縄電力株式会社	電力施設用地	144千㎡
変電所用地		4千㎡	昭49.5.23
開閉所用地		13千㎡	平5.7.1
沖 縄 市	墓地及び駐車場用地	34千㎡	昭50.12.10
	給水管用地	0千㎡	昭51.12.16
	道路用地	14千㎡	昭58.4.1
	畜産施設用地	60千㎡	昭61.11.20
	霊園墓地用地	9千㎡	平2.3.1
	下水道管設置用地	1千㎡	平8.9.27
陸・海・空自衛隊	火薬類貯蔵施設用地	113千㎡	昭52.4.22
陸上自衛隊	汚水管用地	0千㎡	昭56.8.27
	弾薬庫貯蔵施設用地	26千㎡	昭58.3.10
	弾薬庫貯蔵施設用地	3千㎡	平2.9.19
沖 縄 県	不発弾一時保管庫用地	4千㎡	昭58.3.10
嘉 手 納 町	酪農施設等用地	10千㎡	昭62.4.1
石 川 市	上下水道用地	0千㎡	昭63.10.25
個 人	墓地用地	0千㎡	平3.6.6
	墓地用地	0千㎡	平4.4.1
倉浜衛生施設組合	一般廃棄物最終処分場等	69千㎡	平7.6.1
国土交通省	ダム用地	1千㎡	平8.2.7
	ダム用地	1千㎡	平8.4.1
計 11人	29件	541千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

嘉手納弾薬庫地区の所在する石川市の面積は21.12k㎡、平成14年9月末の人口は22,654人で、市面積に占める米軍基地の割合は、6.5%である。

具志川市の面積は32.03k㎡、平成14年9月末の人口は63,856人である。同市には、嘉手納弾薬庫地区の他に天願棧橋、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設があり、市面積に占める割合は、9.2%である。このほか、海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信

所も所在するため、防衛施設の占める割合は、9.8%にのぼる。

嘉手納町の面積は15.04 k m²、平成14年9月末の人口は13,919人である。同町には、嘉手納弾薬庫地区の他に嘉手納飛行場、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、82.8%にのぼる。

沖縄市の面積は49.00 k m²、平成14年9月末の人口は126,748人である。同市には、嘉手納弾薬庫地区の他に、キャンプ・シールズ、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、35.9%にのぼる。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場も所在するため、防衛施設に占める割合は、36.2%になる。

恩納村については、詳しくはキャンプ・ハンセンの項を参照。

読谷村については、詳しくは瀬名波通信施設の項を参照。

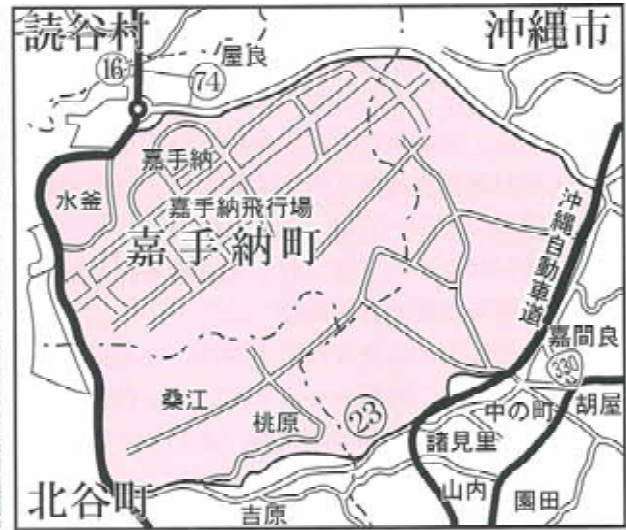
ク 返還後の跡地利用計画

(ア) これまで返還された土地は、ゴミ処理場、ダム用地、道路用地等に利用されている。

その他、民間レベルでは、やちむんの里、沖ハム工場、アロハゴルフ場などに利用されている。

(イ) 読谷村が、国道嘉手納バイパスの建設を促進するため、昭和62年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して返還要望した国道58号西側部分の一部(6.5千m²)については、平成11年3月25日に返還が実現した。また、同村が都市計画道路久得・牧原線及び屋良・虎地原線整備事業のため、平成2年に同協議会を通して要望した施設南西隅(100千m²)の返還についても、平成11年3月25日に返還が実現した。

(5) FAC 6037 嘉手納飛行場 (Kadena Air Base)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：嘉手納町（字水釜、字兼久、字嘉手納、字屋良、字野国、字国直、字東、字野里）
 沖繩市（字諸見里、字山内、字森根、字白川、字御殿敷、字宇久田、字大工廻、字嘉良川、字上地）
 北谷町（字伊平、字浜川、字上勢頭、字下勢頭、字砂辺）
 那覇市（字宮城）

(イ) 面積：19,950千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
嘉手納町	937	70	350	7,493	8,851
沖繩市	391	33	21	7,014	7,460
北谷町	131	6	18	3,480	3,635
那覇市	0	-	-	5	5
合計	1,460	109	389	17,992	19,950

(ウ) 地主数：7,910人

(エ) 年間賃借料：239億4千9百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理事務所、管制塔、格納庫、隊舎、小・中学校、高校、体育館、教会、銀行、消防署、食堂、大隊作戦室、家族住宅、休憩室、器材支給所、バス停留所、弾薬庫、変電所、倉庫、野外訓練室、郵便局、クラブ、PX、保育所、図書館、病院、工場、その他

工作物：滑走路（3,689×91m、3,689m×61m）、駐機場、燃料消火装置、下水浄化槽、保安柵、その他

(カ) 基地従業員：2,660人（MLC 1,670人、IHA 990人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団司令部

(イ) 使用部隊名：第18運用群、第18整備群、第18任務支援群、第18医療群、第18施設群、第603軍事

空輸支援中隊（軍事空輸空軍）、第353特殊作戦群、第82偵察中隊（戦略空軍）、第6990電子保安中隊（空軍保全部隊）、在沖米海軍艦隊活動司令部 / 嘉手納海軍航空施設隊対潜哨戒中隊（海軍）、その他

ウ 沿革

昭和18年 9月	旧日本陸軍航空本部が建設工事を開始。
昭和19年 9月	旧日本陸軍が中飛行場として使用開始。
昭和20年	嘉手納飛行場、キャンプ・サンソネ及び陸軍住宅地区が使用開始。
昭和20年 4月	米軍の占領後、整備拡張。
昭和20年 6月	全長2,250mの滑走路が完成し、B - 29等大型爆撃機の主力基地として使用。
昭和30年 3月 1日	沖縄駐留の空軍部隊を統轄する第20空軍が廃止され、第313航空師団が第5空軍指揮下の部隊として編成。
昭和32年12月 5日	A滑走路（北側）を拡張。
昭和40年 7月28日	台風避難のため、B - 52戦略爆撃機初飛来。
昭和42年 5月	全長3,250mの滑走路2本が完成。
昭和42年10月 5日	B滑走路（南側）を拡張。
昭和43年 2月 5日	台風避難のため、B - 52部隊が移駐。
昭和45年10月 6日	B - 52部隊が撤退。
昭和47年 5月15日	「嘉手納飛行場」、「キャンプ・サンソネ（陸軍特殊部隊使用）」、「陸軍住宅地区」が統合され、「嘉手納飛行場」として提供開始。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部（ロータリー沿いその他、約114,000㎡）の返還を合意。
昭和49年10月	米軍が、F - 4ファントム用消音装置を設置。
昭和50年 4月 4日	隊舎等として、建物約48,000㎡と工作物（駐機場、その他）を追加提供。
昭和50年 5月	P - 3C対潜哨戒機移駐のための代替施設が完成し、同機が那覇海軍航空施設から移駐。これに伴い、在沖米海軍艦隊活動司令部も移駐。
昭和51年 8月	牧港住宅地区の空軍関係住宅200戸分の移設工事完了。
昭和51年11月30日	第15回日米安保協同意用地約106,000㎡（嘉手納町屋良付近）を返還。
昭和52年 1月27日	飛行場関係施設として、土地約600㎡、建物約22,500㎡と工作物（通信ケーブル、囲障等）を追加提供。
昭和52年 3月10日	住宅施設及び給排水施設として、建物約27,000㎡（給排水施設等）と工作物を追加提供。
昭和52年 5月 5日	AV - 8Aハリアー戦闘機が、山口県岩国飛行場から移駐。
昭和52年 7月	F - 4ファントム用消音装置を増設。
昭和52年12月15日	宿舍用地及び事務所等として、土地約55,000㎡、建物約1,200㎡と工作物（給排水施設等）を追加提供。
昭和53年 3月31日	電話交換所等として、建物約14,400㎡と工作物（舗床、発電装置等）を追加提供。
昭和53年 6月 1日	機構の再編成により、戦術戦闘中隊を主とした第18戦術戦闘群を新設。
昭和53年10月19日	住宅として、建物約18,700㎡と工作物（給排水施設等）を追加提供。
昭和54年 3月22日	住宅等として、建物約23,200㎡（140戸）と工作物（給排水施設、囲障等）を追加提供。
昭和54年 9月26日	F - 15イーグル戦闘機配備開始（S56.3.27：配備完了）。
昭和55年 5月23日	E - 3A空中早期警戒管制機を配備。

昭和56年 2月13日	航空機運用の支援施設として、建物26㎡（航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の一部）を追加提供（2年間、2-4-(b)提供）。
昭和56年 3月26日	隊舎等として、建物21,572㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和56年12月 3日	下水道として、工作物（下水道管）を追加提供。
昭和57年 2月28日	地主会館等用地約600㎡を返還。
昭和57年 5月 6日	牧港住宅地区からの移設施設（住宅等）として、建物約60,000㎡を追加提供。
昭和57年 5月14日	暫定法適用の土地約200㎡を返還。
昭和57年 5月31日	防衛施設周辺整備協会用地等約400㎡を返還。
昭和57年 8月12日	牧港住宅地区からの移設施設（住宅等）として、建物約35,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和58年 3月 1日	管制施設として、建物26㎡（航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の一部）を追加提供（3年間、2-4-(b)提供）。
昭和58年 3月31日	嘉手納町役場及び嘉手納警察署用地約9,000㎡を返還。
〃	県道23号線用地約76,000㎡を返還。
昭和58年 5月19日	一部約31,000㎡（東シナ海側）を陸軍貯油施設に統合し、那覇空軍・海軍補助施設の一部約3,700㎡を嘉手納飛行場に統合。
昭和59年 1月10日	不要下水道用地約9,000㎡を返還。
昭和59年 3月22日	事務所として、建物約100㎡（航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
昭和59年 6月 5日	法務局嘉手納出張所等用地約1,000㎡を返還。
昭和59年 8月28日	航空郵便取扱所として、土地約1,370㎡と建物約930㎡（一部は航空自衛隊那覇基地内に所在）を追加提供。
昭和59年10月 5日	住宅等として、建物約20,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和59年11月29日	消音施設として、建物約3,500㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 2月 8日	住宅等として、建物約23,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年 7月12日	住宅等として、建物約30,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 9月30日	バス停車帯用地約20㎡を返還。
昭和61年 1月28日	航空自衛隊那覇基地与座分屯基地内の一部用地（2-4-(b)提供）約30㎡を返還。
昭和61年 1月31日	県道23号線用地約15,000㎡を返還。
〃	不要POL敷用地約79,000㎡を返還。
昭和61年 4月 3日	航空機掩体として、建物約5,500㎡と工作物（消火装置等）を追加提供。
昭和61年 6月30日	県道23号線用地約25,000㎡（沖縄市側）を返還。
昭和61年 7月11日	隊舎として、建物約5,700㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
〃	住宅等として、建物約32,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年10月 2日	住宅として、建物約27,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和61年11月25日	変圧器処分場に保管されていた変圧器からPCBが漏出し、土壌を汚染。変圧器は米国に返送され、汚染土壌の掘削は平成4年に完了。
昭和62年 2月 5日	管理棟等として、建物約3,300㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
〃	管制施設として、建物約30㎡（航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の一部）を共同使用（2-4-(b)提供）。
昭和62年 8月31日	沖縄自動車道用地約237,000㎡を返還。
昭和62年 9月30日	県道74号線拡幅用地約4,000㎡を返還。
昭和62年10月	基地内大学への県民の就学受入れ開始。

昭和62年12月11日	家族住宅として、建物約35,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和63年 3月10日	家族住宅として、建物約3,300㎡と工作物（下水等）を追加提供。
昭和63年 3月31日	果樹園用地約4,400㎡を返還。
昭和63年 4月21日	事務室として、建物約60㎡（航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
昭和63年 7月14日	消火施設として、建物約30㎡と工作物（消火装置等）を追加提供。
昭和63年 9月22日	管制施設等として、建物約30㎡（航空自衛隊那覇基地基地内）を追加提供（2-4-(b)提供）。
平成元年 3月23日	家族住宅等として、建物約18,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年 6月30日	不要污水管用地約210㎡を返還。
平成元年 8月18日	倉庫等として、建物約750㎡と工作物（水道等）を追加提供。
〃	日米合同委員会は、那覇空港の滑走路の改修工事期間中、海上自衛隊及び航空自衛隊が航空機の離着陸場等として共同使用することを合意。
〃	航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の使用期間を、「必要の都度」から「航空自衛隊那覇基地の施設が使用できない場合、一時的に代替として使用する間、年間約4回、1回あたり3日ないし15日」に変更。
平成元年 9月30日	航空自衛隊那覇基地内の不要事務所約100㎡を返還。
平成元年10月26日	倉庫等として、建物約870㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 1月21日	第9戦略偵察航空団第1分遣隊が、SR-71戦略偵察機とともに米本国へ移駐。
平成 2年 2月 6日	管理棟等として、建物約1,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会において、一部の土地（施設南側の一部）について、返還に向けて所要の調整・手続きを進めることを確認（いわゆる23事案のひとつ）。
平成 2年11月27日	アンダーソン基地所属の第43戦略航空団の解体に伴い、KC-135が交代で一時移駐。
平成 3年 2月28日	住宅等として、建物約9,900㎡と工作物（貯水槽等）を追加提供。
平成 3年 6月末	ピナツボ火山の噴火に伴い、フィリピンのクラーク基地から、第353特殊作戦航空団の兵員581名とC-130輸送機4機が一時的に移駐。うち兵員85名とMC-53ヘリコプター4機は、普天間飛行場に一時的に移駐。同時期に、軍事空輸航空団のC-141輸送機による嘉手納飛行場通過任務が増大した。
平成 3年 9月12日	学校施設等として、建物約8,200㎡と工作物（下水道）を追加提供。
平成 3年10月 1日	第313航空師団と第376戦略航空団が解団し、第313航空師団の下にあった第18戦術戦闘機航空団が新組織第18航空団に統合。
平成 4年 5月14日	隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 4年 9月30日	嘉手納消防庁舎用地約880㎡を返還。
平成 4年12月15日	嘉手納基地再編統合により、F-15戦闘機18機が撤退。
平成 5年 9月24日	フィリピンのクラーク基地から一時移駐していた第353特殊作戦航空群が、規模を縮小（航空軍）して配属。
平成 5年 9月27日	格納庫等として、建物約11,000㎡を追加提供。
平成 6年 2月10日	隊舎等として、建物約19,000㎡を追加提供。
平成 6年 6月 2日	倉庫として、建物約1,300㎡を追加提供。
平成 6年 6月14日	嘉手納基地の第33空中救難中隊に、新型のHH-60型救難ヘリコプターが配備（HH-3は本国撤退）。

平成7年2月28日	航空自衛隊那覇基地内の航空郵便取扱所の建物約60㎡と工作物（門等）を返還。
平成7年3月29日	管理棟等として、建物約2,500㎡（航空郵便取扱所は航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
平成7年3月31日	那覇基地内のP-3C駐機場用地約1,340㎡を返還。
平成7年4月1日	航空郵便取扱所用地として、航空自衛隊那覇基地内に土地約1,330㎡を追加提供。
平成7年7月4日	倉庫等として、建物約5,000㎡と工作物を追加提供。
平成7年9月30日	県企業局合流弁室用地約1,120㎡を返還。
平成7年10月1日	横田基地の滑走路補修工事に伴い、同基地所属のC-130輸送機などの航空機が、嘉手納飛行場に一時移駐。
平成8年1月31日	一部の土地（施設南側の一部：約21,000㎡）を返還（当該返還部分は、平成2年6月19日の日米合同委員会において、返還に向けて所要の調整・手続きを進めることが確認された、いわゆる23事案のうちの一つ）。
平成8年3月12日	通信ケーブルとして、工作物を追加提供。
平成8年3月28日	日米合同委員会において、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を合意。
平成8年6月21日	インドネシアの航空ショーに向かう途中の米空軍のB-1戦略爆撃機が、故障のため嘉手納飛行場に着陸（7月3日に飛び立つ）。
平成8年7月2日	管理棟等として、建物約6,600㎡と工作物を追加提供。
平成8年7月26日	倉庫等として、建物約2,400㎡と工作物を追加提供。
平成8年10月1日	横田基地の滑走路補修工事に伴い、同基地所属のC-130輸送機などの航空機が、嘉手納飛行場へ一時移駐。
平成8年12月2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、次のように合意。 「嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。」
平成8年12月16日	海軍駐機場に配置されていたMC-130特殊作戦機10機が、約2,500m離れた滑走路北西側に移動（SACO合意事案の実施）。
平成9年3月27日	隊舎等として、建物約21,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年6月19日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成10年5月18日	保安施設として、工作物（門等）を追加提供。
平成10年7月8日	管理棟として、建物約1,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年3月25日	電話線路として、工作物（電話線路）を追加提供。
平成11年7月15日	育児所等として、建物約2,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年7月11日	囲障等として、工作物（囲障等（遮音壁））を追加提供（SACO合意事案の実施）。
平成14年2月7日	隊舎として、建物約12,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成14年4月30日	隊舎として、建物約6,900㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成14年12月12日 診療所等として、建物約25,000㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：飛行場

使用条件： 第1及び第2水域は、常時使用される。第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。第2水域は、クリアランス・ゾーン及び小型船舶の泊地として使用される。

その他： 水域内において、日本国政府は、嘉手納飛行場を使用する航空機に危険を及ぼす又は小型船舶の泊地への出入を妨げる建築その他の活動を許可しない。合衆国政府は、本水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

オ 施設の現状及び任務

本島中部の嘉手納町、北谷町、沖縄市にまたがるこの施設は、300mのオーバーランをもつA、B 2本の滑走路（A = 3,689m × 91m、B = 3,689m × 61m）を有し、極東で最大かつ最も活発な米空軍基地である。この施設は第5空軍指揮下の第18航空団のホームベースとなっており、他のテナント部隊の役割と併せて、防空、反撃、空輸、支援、偵察、機体整備等の総合的な場所となっている。

第18航空団の主力は第18運用群であり、この部隊は、F - 15イーグル戦闘機をそれぞれ24機有する2個（第44、第67）の戦闘中隊、E - 3Bセンチリー機を有する空中管制中隊、KC - 135R機を有する空中給油中隊等からなる。

この施設は、北西側の飛行場地区と南東側の居住地区からなり、飛行場地区の滑走路の南東には、空軍の駐機場（F - 15イーグル戦闘機、HH - 60ヘリコプター、HC - 130救難機等）がある。

滑走路の北西、嘉手納町屋良側は空軍の大型機や海軍航空施設地域となっており、KC - 135空中給油機やP - 3Cオライオン対潜哨戒機等の駐機場やエンジンテスト場があり、E - 3B空中早期警戒管制機もこの地域に駐留している。

なお、平成8年12月2日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、嘉手納飛行場におけるMC - 130航空機を平成8年12月末までに、海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転することが合意されたことに伴い、同年12月中旬までに海軍駐機場から約2,500m離れた滑走路北西側への移転が完了した。

そのほか、SACOの最終報告では、海軍の航空機（P - 3C）についても、現在の海軍駐機場から、主要滑走路の反対側に移転することが合意されているが、普天間移設の関係で、まだ実現していない。

嘉手納飛行場における常駐機種は、次のとおりである。

・ F - 15C	イーグル	戦闘機	約 48機
・ KC - 135R	ストラトタンカー	空中給油機	約 15機
・ RC - 135		戦闘機	約 1 ~ 2 機
・ E - 3B	センチリー	空中早期警戒管制機	約 2 機
・ C - 130	ハーキュリーズ	救難機	約 1 機
・ MC - 130	ハーキュリーズ	特殊作戦機	約 10機
・ HH - 60	パイプ・ホーク	救難機（ヘリ）	約 9 機
・ C - 12	ビーチクラフト	輸送機	約 2 機
・ P - 3C	オライオン	対潜哨戒機	約 3 ~ 10機

居住地区には、航空団司令部、兵舎、通信施設、家族住宅、診療所があるほか、銀行、郵便局、小・中・高校、幼稚園、図書館、野球場、ゴルフ場、体育館、映画館、スーパーマーケット等、多

種の米軍向支援施設があり、9,000人以上が生活している。国道58号西側の嘉手納マリーナ地区は、米軍人等の福利厚生施設となっている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	54千㎡	昭47.5.15
沖縄県	下水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
	道路用地	2千㎡	昭48.1.5
沖縄県企業局	水道施設用地	20千㎡	昭47.5.15
	井戸用地	0千㎡	昭58.7.14
	導水管及び送水管用地	13千㎡	昭60.9.5
	導水管用地	3千㎡	昭63.4.1
	導水管及び井戸等用地	3千㎡	平4.5.14
	水道施設用地	2千㎡	平12.9.21
	嘉手納町	公共駐車場等用地	8千㎡
墓地公園用地		30千㎡	昭57.5.6
公共駐車場及び道路用地		11千㎡	昭57.10.1
酪農施設等用地		23千㎡	昭62.4.1
消防庁舎用地		2千㎡	平3.10.15
道路用地		1千㎡	平5.6.3
駐車場用地		1千㎡	平12.9.21
墓地霊園及び駐車場予定地		8千㎡	平13.6.28
墓地公園用地		1千㎡	平14.2.7
那覇防衛施設局		騒音測定装置設置用地	0千㎡
比謝川行政事務組合	ごみ消却処理施設用地	7千㎡	平7.6.1
計 6人	20件	190千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b) :

航空自衛隊那覇基地与座分屯基地

提供目的.....管制施設

提供面積.....建物26㎡

提供年月日.....昭和62年2月5日

使用期間..... 1 航空自衛隊那覇基地の施設が使用できない場合、一時的に代替として使用する間

2 年約4回、1回約3日ないし15日

航空自衛隊那覇基地

提供目的.....管制施設

提供面積.....建物25㎡

提供年月日.....昭和63年9月22日

使用期間.....合衆国航空機の飛行運用中

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

嘉手納飛行場の所在する嘉手納町には、ほかに嘉手納弾薬庫地区、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、82.9%にのぼる。詳しくは、嘉手納弾薬庫地区の項を参照。

沖縄市には、嘉手納飛行場のほかに、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シールズ、キャンプ瑞慶

覧、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、35.9%になる。詳しくは、嘉手納弾薬庫地区の項を参照。

北谷町の面積は13.62 k m²、平成14年9月末の人口は26,058人である。同町には、嘉手納飛行場のほかに、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、56.4%である。

那覇市の面積は38.99 k m²、平成14年9月末の人口は305,358人である。同市には、嘉手納飛行場の一部施設の他に那覇港湾施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、1.4%である。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地、陸上自衛隊那覇訓練場、陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎、陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舎、航空自衛隊那覇基地、航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場、も所在するため、防衛施設の占める割合は、10.2%にのぼる。

嘉手納飛行場には、米国の6つの大学機関（短大1、学部1、大学院4）がある。県は、国際性豊かな人材育成を図るため、昭和61年2月の第11回三者協において、県民が基地内大学へ就学できるよう方途を講ずるよう提案した。その結果、昭和62年から毎年35～70名の県民が就学し、平成13年度までに750人が就学している（沖縄県国際交流・人材育成財団調べ）。

(1) 嘉手納飛行場周辺の航空機騒音

嘉手納飛行場には、F-15C戦闘機やKC-135Rストラトタンカー空中給油機等の常駐機に加え、空母艦載機や国内外から飛来する航空機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や、低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が絶え間なく行われているため、騒音は激しく、正常な日常生活はもとより、疲労の過重、聴力の異常、授業の中断等、周辺住民に看過できないほどの甚大な被害を与えている。

また、通常の訓練のほか、臨時的に行われるORI演習（運用即応観察）や定期的に行われるローリー演習（現地運用態勢訓練）などの演習期間中の騒音は一段と激しく、同飛行場の周辺住民は、激しい騒音禍に悩まされている。

国は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましいとされる航空機騒音に係る基準を、昭和48年12月に設定した。嘉手納飛行場は第1種空港相当とされ、10年を超える期間内に可及的速やかに、地域類型に応じて70又は75WECPNL以下の環境基準の達成を図ることとされている。

県は、これまで知事が直接訪米したり、また三者連絡協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会の場などを通して、日米両政府に対し、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の軽減を働きかけてきた。そして、県と沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会及び関係市町村により、平成7年9月、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減措置について取りまとめ、日米両国の関係機関に要請した。

その結果、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された。また、同年12月の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告では、騒音軽減イニシアティブの実施として、海軍航空機の海軍駐機場から滑走路の反対側への移転、嘉手納飛行場の北側への遮音壁の建設が合意されるなど、航空機騒音の軽減措置について一定の前進が見られた。

その後、平成10年2月26日の日米合同委員会において、長さ2.3キロ、高さ5メートルのコンクリート製遮音壁を日本側の負担で建設されることが合意され、平成11年12月に完成、平成12年7月に提供された（遮音壁のほか、植栽約5,000本含む）。

しかしながら、県と関係市町村が共同で実施している嘉手納飛行場周辺の平成13年度騒音測定結果によると、同飛行場周辺においては、14の測定地点のうち9の地点（64.3パーセント）で環境基準値を上回っており、依然として周辺住民の生活環境等への悪影響が憂慮される状況にある。

また、昭和57年に、嘉手納飛行場周辺の住民が国を相手に第1次嘉手納基地騒音訴訟を提起し、

平成10年5月に、過去の爆音被害に対し補償を行うこととの判決が出た。平成12年には、第2次嘉手納基地騒音訴訟が提起された（詳細は、航空機騒音の項を参照）。

< 嘉手納飛行場で実施された航空機騒音の軽減措置 >

昭和49年10月	F - 4 ファントム用消音装置を設置。
昭和52年7月	F - 4 ファントム用消音装置を増設。
昭和53年12月28日	防衛施設庁は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、嘉手納飛行場周辺の騒音区域を告示。
昭和56年7月18日	防衛施設庁は、住宅防音工事対象区域の第1種区域を80WECPNL以上に追加指定。
昭和56年11月27日	機体用消音装置（鉄骨、鉄筋コンクリートづくり3千㎡）とエンジン用消音装置（鉄筋コンクリートづくり400㎡）が完成。
昭和58年3月10日	防衛施設庁は、住宅防音工事対象区域の第1種区域を75WECPNL以上に追加指定。
昭和60年	戦術空軍用ハッシュハウス（格納庫規模の防音装置付きエンジン調整場）を設置。
昭和61年	戦術空軍用ハッシュハウス1基を設置。
平成元年	戦術空軍用ハッシュハウス1基を設置。
平成2年	フォーベイ・テストセル（取り外したエンジン4基に同時作業可能な防音装置付きエンジン調整場）1棟を設置。
平成3年	記録機能付き騒音測定装置を設置。
平成3年	K C - 1 3 5 空中給油機の低騒音型エンジンの切り替えが完了。
平成4年7月	ジェット戦闘機の活動を基地中央部へ移動。
平成8年3月28日	日米合同委員会において、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を合意。
平成8年12月16日	海軍駐機場に配置されていたM C - 1 3 0 特殊作戦機10機が、約2,500m離れた滑走路北西側に移動。
平成10年2月26日	日米合同委員会において、長さ2.3km、高さ5mのコンクリート製遮音壁を日本側の負担で建設することを合意（S A C O 合意事案）。
平成11年12月27日	長さ2.3km、高さ5mのコンクリート製遮音壁完成。

(ウ) 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の実施

復帰後、読谷補助飛行場において実施されていたパラシュート降下訓練は、平成8年12月のS A C O 最終報告において、伊江島補助飛行場へ移転されることが合意され、平成11年3月に伊江村がパラシュート降下訓練の受け入れを正式に表明した。

平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練は実施されていないが、平成10年5月及び平成11年4月に、米軍は嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施したため、県を始め地元自治体等が抗議決議を行う等、県民から強い反対の声があがった。

(I) 航空機事故

嘉手納飛行場では、復帰前に死傷者を出し、校舎、住宅等に多大な損害を与える大型航空機の墜落事故が相次いで発生していたが、復帰後も同飛行場に所属する航空機の墜落事故が、同飛行場内及び沖縄本島周辺において15件も発生している。

また、墜落事故以外にも、同飛行場の所属機や同飛行場に飛来している航空機等による物品等落下事故、着陸失敗、緊急着陸、空中接触等の事故が多発しており、住民を絶えず不安に陥れている。

幸い、住民を巻き込んだ惨事には至っていないものの、飛行場周辺及び飛行コース下の住民は、

常に航空機事故の危険にさらされており、航空機の整備点検、周辺住民の安全を最優先したパイロットの安全教育、住宅地域等市街地上空における飛行の中止及び飛行制限等、徹底した安全対策が求められている。

県としては、これまで再三にわたり航空機関連事故等の未然防止と安全管理の徹底について、日米両国の関係機関に申し入れてきたところであるが、航空機事故は後を絶たない状況が続いている。

《嘉手納飛行場所属機の復帰後の墜落事故》

昭和49年9月30日	C - 130 輸送機が嘉手納飛行場内に墜落、乗員2人が負傷した。
昭和50年6月2日	F - 4 ファントム機が夜間訓練中に、伊江村真謝の海上3マイル沖に墜落、乗員2人が行方不明となった。
昭和52年11月1日	F - 4 ファントム機が伊江島沖で墜落、乗員2人が行方不明となった。
昭和53年5月18日	F - 4 ファントム機が、キャンプ・ハンセン内の沖縄自動車道西方200メートルの山中に墜落した。
昭和57年4月6日	F - 15 イーグル戦闘機が空対空戦闘訓練中、粟国島沖海上に墜落した。
昭和57年10月22日	F - 4 ファントム機が、沖縄の東南東65マイルの海上に墜落した。
昭和57年12月29日	F - 15 イーグル戦闘機2機が、ホテル・ホテル空域で空中戦闘訓練中、本島の北東145kmの海上に墜落、1人が死亡した。
昭和61年6月9日	F - 15 イーグル戦闘機が通常訓練中、沖縄の北東約220kmの海上に墜落した。
昭和62年5月19日	F - 15 イーグル戦闘機が空対空訓練中、本島の東約112kmの海上に墜落した。
昭和62年11月2日	R F - 4 C ファントム機が通常訓練中、沖縄の東北東約60マイルの海上に墜落した。
平成元年3月14日	H H - 3 ヘリコプターが訓練中、伊江島南方18kmの海上に墜落、乗員3人が死亡した。
平成元年4月21日	S R - 71 戦略偵察機が、離陸後エンジンの故障により、南シナ海に墜落した。
平成6年4月4日	F - 15 C 戦闘機が、嘉手納弾薬庫地区内の黙認耕作地に墜落した。
平成7年10月18日	F - 15 C 戦闘機が、嘉手納基地の南方約65マイルの海上に墜落した。
平成14年8月21日	F - 15 C 戦闘機が、嘉手納基地の南方約60マイルの海上に墜落した。

(オ) P C B 漏出事故

平成4年1月31日、太平洋軍備撤廃運動という市民団体が、入手した米下院軍事委員会環境回復審議会の太平洋基地視察報告書（レイ報告書、91年4月作成）の内容を公表した。レイ報告書は、嘉手納基地内の1箇所がP C Bに汚染されていたと指摘していた。

2月14日、嘉手納基地報道部はこの事実を認め、1987年以来、日本製474基、米国製1,647基の変圧器を試験し、P C Bの除去作業をしていたこと、含まれていたP C Bと汚染土壌は米国に搬送したこと、現在も変圧器2基と汚染土壌のP C B除去作業を実施していること、除去作業は平成4年春いっぱいかかる見込みであること、経費は40万ドル使ったことを明らかにした。

2月27日、日米合同委員会は、在日米軍基地のP C B問題について環境分科委員会で協議することに合意、席上、米側は、嘉手納飛行場でのP C B漏出事故は地下水汚染をもたらしていないと説明した。

嘉手納飛行場でのP C B除去作業は、6月24日に完了している。

なお、沖縄県が平成3年までに実施した基地周辺の水質分析では、P C Bは検出されていない。

また、平成4年6月から11月までにかけて実施した基地従業員の特別健康診断の結果でも、全員異常はなかった。

(カ) 油流出事故

嘉手納飛行場周辺では、復帰前に、周辺地域への油流出事故がたびたび発生していたが、復帰後も昭和50年代には油流出事故が続発して、周辺住民に不安を与えていた。

そのため、嘉手納空軍は昭和60年に環境企画課を設置し、油水分離槽の設置に努めている。その結果、以後の汚染事故はかなり減少した。

< 嘉手納飛行場周辺で発生した油流出事故 >

昭和50年9月9日	嘉手納町屋良の排水溝に約10ガロンの燃料が流出
昭和51年2月1日	嘉手納町屋良の小学校東側側溝に約30ガロンの燃料が流出、比謝川に流れ込む
昭和51年3月2日	嘉手納町屋良で推定25ガロンの燃料が流出、比謝川に流れ込む
昭和51年5月21日	嘉手納町兼久の工場南側側溝に約5ガロンのディーゼル油が流出
昭和52年7月27日	嘉手納町屋良の小学校東側側溝に油が流出
昭和55年2月27日	嘉手納町水釜・兼久の排水溝に60～100ガロンの燃料が流出
昭和56年3月16日	嘉手納町水釜・兼久の排水溝に油が流出
昭和57年11月12日	嘉手納町屋良の幼稚園東側排水溝にジェット燃料が流出
昭和57年11月15日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝にディーゼル燃料が流出
昭和59年1月12日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝に油混じりの洗浄水が流出
昭和59年1月22日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝に白濁油臭のする汚染が流出
平成6年2月23日	嘉手納飛行場内の消火施設から燃料が流出
平成9年1月24日	嘉手納基地の第3ゲート付近から、約1,520リットルのディーゼル燃料が流出
平成14年9月6日	台風通過後の点検中、嘉手納飛行場第4ゲート付近の燃料タンクに入っていたディーゼルオイル396ガロンが漏れていることが判明

(キ) その他の事故

平成14年9月20日午後0時から0時15分の間、嘉手納町にある兼久海浜公園からシグナルフレアと呼ばれる、直径1cm、長さ2cmの信号弾6個が発見された。シグナルフレアは、嘉手納マリーナから発射されたものであり、嘉手納マリーナでの救難訓練に使用されていた。この事故を受け、在沖米軍は、嘉手納マリーナでの信号弾使用を禁止した。

ク 返還後の跡地利用計画

(ア) これまでに返還された土地は、ゴミ処理場、行政センター、道路用地等に利用されている。

(イ) 沖縄市においては、現在のところ、同飛行場返還後の跡地利用計画の策定には至っていない。

しかし、将来にわたるまちづくりの観点から、同飛行場の利活用を検討していくことを第3次沖縄市総合計画において位置づけている。

(ウ) 嘉手納町は、マリンタウンプロジェクト事業を推進するため、平成2年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して、嘉手納マリーナ地区(175.4千㎡、うち水域部分73.4千㎡)の返還を要求してきた。

その後嘉手納町は、平成9年、従来の基地行政のスタンスを「基地の整理縮小」から「基地の全面返還」へと方針転換、基地被害の町からの脱却と地域経済活性化の起爆剤となりえる地域として、従来の嘉手納マリーナ地区に加え、さらに屋良地域に至る約1,500千㎡の即時返還を要求している。

しかし、米軍は、嘉手納町の玄関とも言える嘉手納マリーナ地区(102千㎡、うち水域部分37千㎡)については、高層建物による航空機活動への支障、騒音被害の新たな拡大等の支障を挙げ、

難色を示している。

- (I) 北谷町においては、公共施設（ゲートボール場・駐車場）の整備改善と宅地の利用促進及び区域間の交通アクセスの利便性を増進するため、昭和61年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して、嘉手納飛行場南端（24千㎡）の返還を要望した。その後、平成2年6月の日米合同委員会で、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認され、平成8年1月31日に返還が実現した。

(6) FAC 6077 鳥島射爆撃場 (Tori Shima Range)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：久米島町（字宇江城、字仲村渠）

(イ) 面積：41千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	-	-	41	-	41

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建物：なし

工作物：テスト表示板

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団運用群

(イ) 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊、その他

ウ 沿革

昭和20年	米軍の軍事占領の継続として使用開始（旧琉球射爆撃場）。
昭和26年10月17日	射爆撃場として使用。
昭和47年5月15日	琉球射爆撃場が、鳥島射爆撃場として提供施設・区域となる。
昭和50年9月19日	管制施設として、建物約3,100㎡（航空自衛隊久米島分屯基地内）を追加提供（地位協定第2条第4項(b)提供）。
昭和53年6月30日	米軍が一時使用していた航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内の花咲港部分800㎡を返還。
昭和57年9月20日	管制施設として、建物約430㎡（航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内施設）を追加提供（地位協定第2条第4項(b)提供、年4週間使用）。
昭和61年4月3日	使用条件に、追加提供建物の使用期間について新たに「昭和61年12月31日までの間の必要な一定の期間」を追加。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：空対地射爆撃場

使用条件： 2,000ポンドを超えないすべての航空機用の在来型弾薬を使用して行う空対地射爆撃場。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。爆発物処理が実施される。

オ 施設の現状及び任務

鳥島は久米島の北方約28kmに位置し、島全体が演習場となっている。また、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内一部（建物）が地位協定第2条第4項（b）により、共同使用されている。

同施設での演習は、午前6時から午後2時までほとんど毎日行われている。演習の主な内容は、空対地射爆撃訓練である。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）： なし

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内の建物部分

キ 施設周辺の状況

(ア) 鳥島射爆撃場の所在する久米島町の面積は63.43 km²、平成14年9月末の人口は9,574人である。久米島町には、鳥島射爆撃場のほか久米島射爆撃場があり、町面積に占める米軍基地の割合は、0.1%である。このほか、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地と航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎があるため、防衛施設の占める割合は、0.4%となる。

(イ) 鳥島周辺海域はすぐれた漁場であることから、漁業者が盛漁期間中、区域を最大限に利用できるように現段階で使用の調整を行うことが認められている。また、周辺漁場への影響を軽減するために、実弾演習から模擬弾演習に切り替えるよう地元漁協からの要請が行われた経緯があるが、未だ実現されていない。

(ウ) 昭和62年7月27日、同施設・区域周辺（鳥島北方）を航行中のマレーシア船籍貨物船ボメックス・サガ号が、夜間訓練中の米海軍機F A - 1 8戦闘攻撃機の投下した模擬弾M L C - 7 6を被弾、操舵室にいた甲板員が重傷を負う事故が発生した。

(エ) 平成7年9月1日、嘉手納基地を発進した岩国基地第542海兵航空攻撃中隊所属のA V - 8 B ハリアー戦闘機1機が、空対地模擬爆弾訓練中、鳥島付近に墜落した。

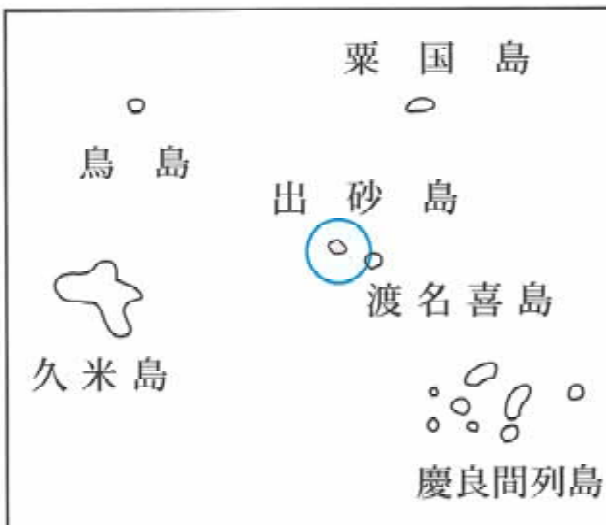
(オ) 平成9年2月10日、平成7年12月から翌年1月にかけて3回にわたり、鳥島射爆撃場において訓練中の海兵隊A V - 8 B ハリアー機が、合計1,520発の劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾を誤って使用し発射した事実が判明した。

ク 返還後の跡地利用計画

同施設については、跡地利用計画は策定されていない。

地位協定上の一時使用（第2条第4項（b））の部分については、返還後は自衛隊施設として引き続き使用される。

(7) FAC 6078 出砂島射爆撃場 (Idesuna Jima Range)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：渡名喜村（字出砂）

(イ) 面積：245千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
渡名喜村	-	-	245	-	245

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建物：なし

工作物：空対地射爆撃場

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：第18航空団運用群

(イ) 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊、その他

ウ 沿革

昭和20年	米軍の軍事占領の継続として使用開始。
昭和29年10月27日	射爆撃場として設定される。
昭和47年5月15日	出砂島射爆撃場として提供施設・区域となる。
昭和50年11月6日	航空自衛隊標的投下及び回収訓練のため共同使用を開始。
昭和53年2月7日	第7艦隊空母ミッドウェイ艦載機が、夜間訓練中に投下した夜間照明弾が渡名喜村内の民家の庭先に落下。
昭和54年9月7日	渡名喜港に出入りする旅客定期船の運行に関し、提供水域の制限内容を追加。
昭和56年6月4日	渡名喜村及び沖縄総合事務局から、訓練水域が渡名喜島への船舶の航路にかかるため、同航路を訓練水域から外して欲しい旨、安全の確保につき要請があった件について、日米合同委員会において、現地定期旅客船

による同水域の一部航行が認められた。

平成6年11月13日 海兵隊が、出砂島射爆撃場水域で、指定期日外に演習を実施。

平成7年4月11日 渡名喜村の民家に、演習中の普天間基地所属のKC-130輸送機から照明弾用のパラシュートが落下。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：空対地射爆撃場

使用条件： 全ての通常型模擬弾及び照明弾並びに写真用せん光（フラッシュ）を使用する空対地射撃場。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。

オ 施設の現状及び任務

那覇の西北約55kmに位置する渡名喜島から更に約4km西方にある出砂島（無人島）の島全体が射爆撃場となっており、米空軍、海軍、海兵隊の戦闘機やヘリによる小型爆弾投下訓練、機銃射撃訓練、照明弾投下訓練等の空対地射爆撃訓練が行われている。

この射爆撃場での演習は夜間（使用時間 午前6時～午後11時）にまで及び、照明弾を投下して訓練を実施しており、同施設は特定防衛施設に指定されている。

また、昭和50年11月6日から航空自衛隊も同射爆撃場を使用しており、標的投下及び回収訓練を実施している。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
航空自衛隊	標的投下等用地	245千㎡	昭50.11.6

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

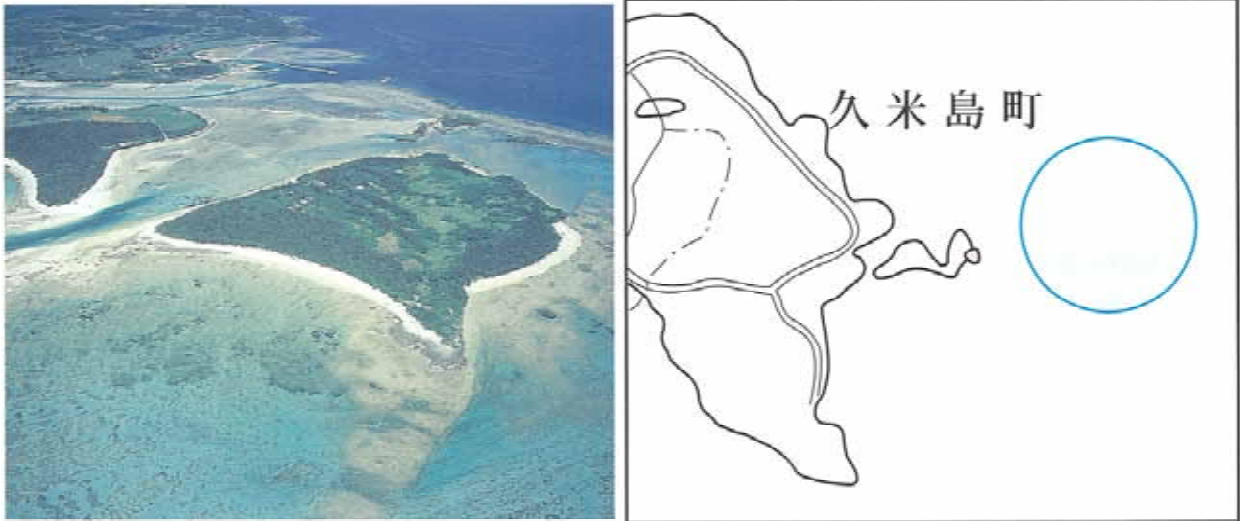
(ア) 出砂島射爆撃場の所在する渡名喜村の面積は3.74k㎡、平成14年9月末の人口は503人であり、村面積に占める米軍基地の割合は、6.7%である。

(イ) 演習は月曜日から土曜日まで行われることとなっており日曜日には、地元住民の施設内の立ち入りが認められているほか、地元渡名喜村では、アオサの採集期（3月～6月）には那覇防衛施設局を通して米軍の許可を受けアオサを採取している。

ク 返還後の跡地利用計画

同施設については、跡地利用計画は策定されていない。

(8) FAC 6080 久米島射爆撃場 (Kume Jima Range)



ア 施設の概要

(7) 所在地：久米島町（字奥武）

(1) 面積：2 千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	-	-	2	-	2

(ウ) 地主数：1 人

(I) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建物：なし

工作物：射場

(カ) 基地従業員：0 人

イ 米軍部隊名

(7) 管理部隊名：第18航空団運用群

(1) 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊

ウ 沿革

昭和37年 9 月14日 米軍が使用開始。

昭和47年 5 月15日 提供施設・区域となる。

昭和53年 2 月27日 施設管理権が海軍から空軍に移管。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：空対地射爆撃場

使用条件： 空対地を想定した計器飛行で、実弾及び不活性弾の使用は認められない。

水域においては、日本国政府は建設及び標的を遮るおそれのあるいかなる種類の活動も許可しない。使用期間中はいかなる漁業も許されない。ただし航行は常時認められる。

オ 施設の現状及び任務

同施設では、現在航空機が地上目標に向かって降下して実際の射撃は行わないで上昇していく空

対地模擬計器飛行訓練が行われている。日曜日を除き、連日のように訓練が実施されている。

この施設は、昭和53年3月10日付で「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第9条に基づく特定防衛施設に指定された。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)： なし

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

久米島射爆撃場は、久米島町真泊より御願岬に通じるリーフ約12kmの中間に位置する。

ク 返還後の跡地利用計画

同施設については、跡地利用計画は策定されていない。